



福岡県医発第 1109 号（総）

平成 14 年 9 月 13 日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 関 原 一 敬 次 郎



薬事法及び採血及び供血あっせん業取締法の一部を
改正する法律の施行について（通知）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、標記の改正法につきましては、本年 8 月 24 日付福岡県医発第 984 号（総）の文書をもって貴会に通知申し上げているところであります。

本件は、同改正法により、採血及び供血あっせん業取締法のうち、有料での人体からの採血及び人の血液の提供のあっせんを禁止する部分並びにその罰則に係る部分が本年 8 月 31 日より施行されることによるものであります。

本改正に伴い、業として行うか否かにかかわらず、何人についても有料で行う採血及び人の血液のあっせんが禁止されることになります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会会員に対してご周知賜りますようお願い申し上げます。

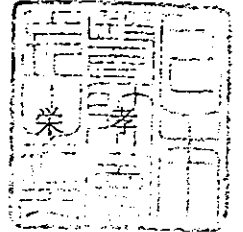
日医発第 608 号 (地 I 93)

平成 14 年 9 月 4 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

坪 井



薬事法及び採血及び供血あっせん業取締法の一部を改正する法律の施行について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、標記の改正法につきましては、本年 8 月 9 日付日医発第 511 号 (地 I 83) の文書をもって貴会に通知申し上げているところであります。

本件は、同改正法により、採血及び供血あっせん業取締法のうち、有料での人体からの採血及び人の血液の提供のあっせんを禁止する部分並びにその罰則に係る部分が本年 8 月 31 日より施行されることによるものであります。

本改正に伴い、業として行うか否かにかかわらず、何人についても有料で行う採血及び人の血液のあっせんが禁止されることになります。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下郡市区医師会への周知方につきご高配いただきますようお願い申し上げます。

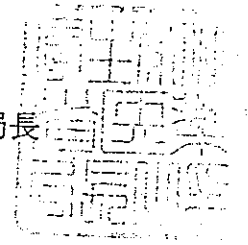


医薬発第0822005号

平成14年8月22日

(社)日本医師会会長 殿

厚生労働省医薬局長



薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律の施行について

平成14年7月31日付けで「薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律（平成14年法律第96号）」が公布されたことに伴い、採血及び供血あつせん業取締法（昭和31年法律第160号）のうち、有料での人体からの採血及び人の血液の提供のあつせんを禁止する部分並びにその罰則に係る部分が同年8月31日より施行されることになった。

本日、当該部分の改正の趣旨等について各都道府県知事あてに別添のとおり通知したので、貴職においても内容を御了知の上、会員各位に周知徹底されるようお願いしたい。

なお、その他の採血及び供血あつせん業取締法の改正部分については、公布日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日より施行するものとされている。



医薬発第0822003号
平成14年8月22日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬局長

薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律の施行について

平成14年7月31日付けで「薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律（平成14年法律第96号）」が公布されたことに伴い、採血及び供血あつせん業取締法（昭和31年法律第160号）のうち、有料での人体からの採血及び人の血液の提供のあつせんを禁止する部分並びにその罰則に係る部分が同年8月31日より施行されることになった。

当該部分の改正の趣旨等は下記のとおりであるので、御了知の上、関係者への周知方特段の御配慮を願いたい。

なお、その他の採血及び供血あつせん業取締法の改正部分については、公布日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日より施行するものとされている。

記

1 趣旨

現行の「採血及び供血あつせん業取締法」においては、業として、有料で、人の血液の提供のあつせんを行うことが禁止されているが、人体の一部を構成する血液を経済取引の対象とすることは倫理的に望ましくないこと、金銭の提供を誘因とする採血は、献血者等（献血者その他の被採血者をいう。）の健康を損なうおそれがあること、関係者の努力により既に国民の善意に基づく献血が定着していること等を考慮して、今般の改正により、業として行うか否かにかかわらず、何人についても有料で行う採血及び人の血液の提供のあつせんを禁止すること。

2 有料での採血について

有料での採血とは、採血の対価として、金銭を献血者等に提供することをいうこと。

なお、実費を勘案した交通費の提供は、採血の対価としての金銭の提供には当たらないと考えられることから、本件禁止規定に違反するものではないこと。

また、学術研究の一環として採血が行われる場合であって、その採血とは別に学術研究への協力に伴う身体上の負荷等の負担に対して社会的常識の範囲内で金銭が提供されているとみなされるときには、採血の対価としての金銭の提供には当たらないと考えられることから、本件禁止規定に違反するものではないこと。

○採血及び供血あつせん業取締法（昭和三十一年法律第百六十号）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（有料での採血等の禁止） 第六条 何人も、有料で、人体から採血し、又は人の血液の提供のあつせんをしてはならない。 （罰則） 第十五条 第六条の規定に違反した者は、三年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。	（血液提供のあつせんの禁止） 第六条 何人も、業として、有料で、人の血液の提供のあつせんをしてはならない。 （罰則） 第十五条 第六条の規定に違反した者は、三年以下の懲役若しくは五万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。